

(平成22年度支援)

原状回復事業事例：静岡県廃油事案

事案の類型	中間処理施設における不適正処理
事案の場所	静岡県御前崎市
行為者	静岡県磐田市内 A
規模及び種類	投棄面積；1,645m <sup>2</sup> 投棄量；約775m <sup>3</sup> 廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、廃プラスチック類、金属
支障のおそれ	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物が放置されているが、ドラム缶等の腐食が進み、一部、廃液の漏出がみられ、そのまま放置すると、有害物質の拡散、水質汚濁などが生じるおそれがある。 また、同地は農業用排水路に隣接し、周辺には農地、海があり、水が汚染されるおそれや農作物への影響を与えるおそれがある。
対策工の概要	敷地内に放置されたドラム缶等を回収し、容器が破損、漏洩しているモノについては移し替えを行った後、廃油については焼却処分、廃酸・廃アルカリについては中和処分等を行った。
除去した廃棄物の種類及び量	排出・処分量 1,230.47t ( 廃油 303.29t ) ( 廃酸・廃アルカリ 5.86t ) ( その他 921.32t )
代執行費用	59,879,358円
支援した資金額	44,834,000円

代執行前



## 【事案概要】

行為者Aは、昭和56年後頃から同地で蒸留装置の設計・施行、委託蒸留研究及び試験を営んでいたが、後に、委託蒸留加工も行った。Aは平成18年2月に他界したが、Aの妻子ら相続人全員は、相続を放棄した。

同地での異臭・薬品漏れについて市へ苦情が寄せられたことから、市は、これに対応するとともに、平成19年10月、県へ情報提供を行った。また、平成20年5月には、町内会から市へ要望書が提出された。

平成21年1月、市が本事案についての対応を県廃棄物リサイクル室へ依頼したことを受けて、同室は、調査を行った。

平成22年8月、県は相続財産管理人に対し措置命令を発出し、また、10月には、確知できていない原因者に対しても当該措置命令の内容の履行を求める公告を行った。

しかしながら、是正措置が講じられなかったため、県は、平成22年度に行政代執行により支障の除去を行った。

なお、Aは、無許可で産業廃棄物処理業を営んでいた可能性も推察されるが、県は、平成19年10月に市から情報提供を受けるまでは、当該事案を認識できてい。

## 代執行後

